

(平成22年9月1日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認福岡地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	10 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	9 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	17 件
国民年金関係	5 件
厚生年金関係	12 件

第1 委員会の結論

申立人の平成元年 11 月から 3 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 44 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年 11 月から 3 年 3 月まで

私は、20 歳から約 2 年間は国民年金に加入せず、国民年金保険料も納付していなかったが、A 市役所から国民年金に加入し保険料を納付しなければならない旨のはがきが来た。はがきには経済的な理由があれば免除ができるとの説明もあり、同市 B 区 C 出張所に行ったところ、免除対象者にならないということだったので、国民年金に加入し、さかのぼって保険料を納付することにした。その際、同出張所の女性職員に「2 年間しかさかのぼれないから、最初の 2 か月分はもう払うことができない。」と言われた憶えがある。国民年金の加入^{おほ}手続を行って以降、現年度の保険料と過年度の保険料の 2 か月分を毎月金融機関で納付していた記憶がある。

ところが、国民年金の記録では、平成元年 10 月の 1 か月のみが納付とされている。最初の期間はさかのぼって納付できなかつたかもしれないが、10 月以降については連続して納付していたと思うので、申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、平成 3 年 7 月に払い出されていることが推認され、この時点では、申立期間の国民年金保険料は過年度納付することが可能な期間である上、申立人は、国民年金に加入した 3 年度以降は、厚生年金保険から国民年金への種別変更手続を適切に行い、国民年金加入期間については保険料をすべて納付するなど、申立人の保険料の納付意識の高さがうかがえる。

また、オンライン記録では、申立期間直前の平成元年 10 月の国民年金保険料が納付済みとされていること、及び国民年金の加入状況、保険料の納付方法等に係る申立人の供述内容に不自然な点はみられないことを踏まえると、申立期間についても過年度納付されていたものと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和 26 年 5 月 1 日に A 社 B 事業所において厚生年金保険第 3 種被保険者の資格を取得し、27 年 6 月 1 日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったことが認められることから、申立人に係る厚生年金保険第 3 種被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、1 万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 21 年 5 月から同年 12 月まで
② 昭和 25 年 7 月 29 日から 26 年 1 月 1 日まで
③ 昭和 26 年 1 月 1 日から 27 年 6 月 1 日まで

申立期間①については、昭和 21 年 5 月に復員後、C 県 D 市に所在していた E 社に就職し、同年 12 月までの期間において勤務したが、申立期間①に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。当時の同僚の名前及び業務内容も記憶しており、勤務していたことは間違いない。

申立期間②については、昭和 25 年に F 社 G 事業所に勤務し、同年 12 月 31 日までの期間において勤務していたが、厚生年金保険の被保険者記録は同年 6 月 1 日から同年 7 月 29 日までの期間となっており、申立期間②についての被保険者記録が確認できない。申立事業所では、私の父、弟及び親戚も同時期に勤務していたことを記憶しているとともに、私が同年 12 月 31 日に退職した理由も記憶しており、申立期間②について勤務していたことは間違いない。

申立期間③については、F 社 G 事業所を退職した直後の昭和 26 年ごろに、私の姉が居住していた H 県 I 市に転居し、A 社の当時の事業主が H 県 I 市において J 職に就任するまでの期間において、事業主の関係事務所で勤務していたところ、事業主が J 職に就任後、事業主に誘われて同社 B 事業所に入社した。厚生年金保険の被保険者記録では、申立期間③に係る被保険者記録は確認できないが、申立事業所には、私が戦前に勤務していた別の事業所での同僚も多数勤務していて、現在も当該同僚の名前を記憶している。在職当時私は、坑内作業員であった。労働組合の業務もしており、約

1年間申立事業所に勤務した。

申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間③については、申立人のA社B事業所における入社の際及び勤務状況、同時期に勤務していたとする同僚に関する申立人の供述は具体的であり、入社のかっかけである同社の事業主が昭和26年にH県I市におけるJ職への就任に関連し当時のことを承知している事務所の回答とも一致していること、並びにA社B事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚による申立人に関する供述から判断すると、申立人は、申立期間③のうち、同年5月1日から27年6月1日までの期間において、同社に勤務していたことが認められる。

また、前述の被保険者名簿において、厚生年金保険の第3種被保険者として昭和25年10月1日から28年5月17日までの期間に被保険者記録が確認できる同僚は、「私は入社してすぐに厚生年金保険に加入しており、年金記録は間違っていない。申立人は坑内勤務をしていたと記憶しており、申立人とは約1年間一緒に勤務したと思う。当時、炭鉱は景気が良かったため、A社B事業所において試用期間は無かった。」と供述しており、前述の被保険者名簿から当該同僚及び申立人が当時申立人と組んで坑内業務に従事していたとする同僚について、申立期間③に係る厚生年金保険の第3種被保険者記録が確認できることから判断すると、申立人は、申立期間③のうち26年5月1日から27年6月1日までの期間は申立事業所において坑内作業員として勤務し、当該期間における厚生年金保険の第3種被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと推認できる。

一方、前述の被保険者名簿については、申立事業所の所在地を管轄していた社会保険事務所の火災により焼失し、現存する同社B事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿は、復元されたものであることが確認できる。

しかしながら、A社B事業所に係る復元された健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている厚生年金保険被保険者資格の喪失日はすべて、社会保険事務所の火災発生以降の日付であることが確認できることから判断すると、当該被保険者名簿は火災発生以降に厚生年金保険被保険者の資格を喪失している者を対象に復元されたことが推認できる。

また、前述の被保険者名簿において、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる者は93人であることが確認できることから、厚生年金保険被保険者払出簿の事業所名称欄に、「A社B事業所」と記載されている者は88人であり、前述の被保険者名簿に厚生年金保険の被保険者記録が記載されているものの、当該被保険者払出簿において厚生年金保険被保険者資格の取得

が確認できない者が認められる上、当該被保険者払出簿には、記号番号が多数欠落していることが確認できる。

以上の事実を前提にすると、当該期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が無いことの原因としては、事業主の届出漏れ、保険者による被保険者名簿への記入漏れ、被保険者名簿の焼失等の可能性が考えられるが、被保険者名簿の大規模な焼失等から半世紀も経た今日において、保険者も被保険者名簿等の完全な復元をなしえない状況の下で、申立人及び事業主にその原因がいずれにあるのかの特定を行わせることは不可能を強いるものであり、同人らに、これによる不利益を負担させるのは相当でないというべきである。

以上を踏まえて本件を見るに、申立人が当該期間中に継続勤務した事実及び事業主による保険料の控除の事実が推認できること、当該申立てに係る厚生年金保険の被保険者記録は、事業主がその届出を行った後に焼失した可能性が相当高いと認められる一方で、その推認を妨げる特段の事情は見当たらないこと等の諸事情を総合して考慮すると、事業主は、申立人が昭和 26 年 5 月 1 日に厚生年金保険第 3 種被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に対し行ったと認めるのが相当であり、かつ、申立事業所における厚生年金保険第 3 種被保険者の資格喪失日は、27 年 6 月 1 日とすることが妥当であると判断する。

また、当該期間に係る標準報酬月額については、厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律（昭和 44 年法律第 78 号）附則第 3 条の規定に準じ、1 万円とすることが妥当である。

なお、記録を管理する保険者は、戦災・火災等の大規模な事故により、厚生年金保険被保険者名簿及び被保険者名簿以外の被保険者に関する記録等が焼失したことから、現存する厚生年金保険の記録に相当の欠落が見られる等、記録の不完全性が明らかな場合においては、以上の事実を考慮の上、当該記録の欠落の原因が申立人又は事業主にあることが特定できない案件に関して、実情にあった適切な取扱基準を定め、これに対処すべきであるが、現時点ではこれが行われているとは言えない。

他方、申立期間③のうち、昭和 26 年 1 月 1 日から同年 5 月 1 日までの期間については、申立人が「当時の事業主がH県 I 市において J 職に就任するまでの期間はその関係事務所において勤務していた。事業主が J 職に就任後、事業主に誘われて A 社 I 事業所に入社した。」と供述しているところ、上記事務所の関係事務所の回答において、事業主の J 職の職務期間は同年 4 月 30 日から始まっていることが確認できることから、当該期間については、申立事業所に勤務していたと判断することはできない。

- 2 申立期間①については、申立人の E 社における勤務内容に係る具体的な供述、申立人が事業主や同僚の名前を鮮明に記憶していることから判断すると、勤務期間の特定はできないものの、申立人が申立事業所に勤務してい

たことはいかがえる。

しかしながら、適用事業所名簿によれば、申立事業所は昭和 22 年 8 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間①について厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できる上、E社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人が名前を挙げた上記同僚についても申立期間①において、厚生年金保険の被保険者記録は確認できず、当該複数の同僚はいずれも死亡していることから、申立人の申立事業所における勤務実態及び厚生年金保険料の控除等について確認できる供述を得ることができない。

- 3 申立期間②については、申立人が同僚の名前を鮮明に記憶しており、当該同僚の厚生年金保険の被保険者記録がF社G事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により確認できること、及び勤務内容に係る具体的な申立人の供述から判断すると、申立人が申立事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人が同時期に勤務していたとする申立人の父、弟及び親戚二人の合計 4 人について、前述の被保険者名簿により、申立人の父については申立期間②において厚生年金保険の被保険者記録が確認できるものの、他の 3 人については、申立期間②に厚生年金保険の被保険者記録は確認できないことから判断すると、当時、申立事業所は、従業員について必ずしも全員を厚生年金保険に加入させていたとは限らない状況がうかがえる。

また、適用事業所名簿において、申立事業所は、既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主に照会しても回答が得られない上、申立人が名前を挙げた同僚は、連絡先不明等により供述が得られないことから、申立人の申立期間②における勤務実態、厚生年金保険の加入状況及び事業主による厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び供述等を得ることができない。

- 4 このほか、申立人が、申立期間①、②及び③のうち昭和 26 年 1 月 1 日から同年 5 月 1 日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、厚生年金保険被保険者として申立期間①、②及び③のうち昭和 26 年 1 月 1 日から同年 5 月 1 日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を平成2年4月1日とし、申立期間の標準報酬月額を18万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年3月31日から同年4月1日まで

「ねんきん特別便」により、A社の厚生年金保険被保険者資格の喪失日が平成2年3月31日になっており、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。

平成2年4月1日付けで社命を受け、A社から同社の関連会社であるC社へ異動したが、その間1日も空けずに勤務していた。

A社及びC社に継続して勤務していたことは事実であるので、申立期間について厚生年金保険の被保険者記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係るオンライン記録により、申立人の厚生年金保険の被保険者記録が確認できる上、申立期間当時、当該被保険者記録が確認できる者で連絡が取れた複数の同僚が、申立事業所は、業務に関する実務経験の習得を目的に、申立事業所と代理店契約を締結している経営者の関係者（子弟等）を採用し、複数の事業所を異動させており、この関係者の中に申立人が含まれていたことを記憶していると供述していることから判断すると、申立人がA社及び同社の関連会社であるC社に継続して勤務し（平成2年4月1日にA社本社からC社本社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社本社における平

成2年2月のオンライン記録から、18万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、「申立期間当時の関連書類は保管しておらず、厚生年金保険料の控除及び納付状況についての詳細は不明である。」と供述しているが、事業主が申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日を平成2年4月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年3月31日と記録するとは考え難い上、雇用保険の被保険者記録における離職日が同年3月30日であること、及びD厚生年金基金の加入員資格喪失日が同年3月31日であり、当該記録はオンライン記録と符合又は一致していることが確認できるところ、公共職業安定所、社会保険事務所及び同厚生年金基金がいずれも同じ離職日又は資格喪失日と記録したとは考え難いことから、事業主は、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日を社会保険事務所の記録どおりに届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る2年3月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和 19 年 10 月 1 日にA社B工場において厚生年金保険被保険者資格を取得し、20 年 9 月 1 日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったことが認められことから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、1 万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 2 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 19 年 10 月 1 日から 20 年 9 月 1 日まで
昭和 19 年 3 月にA社に入社し、同社B工場において業務に従事していた。私の同級生である同僚の二人については、厚生年金保険の被保険者記録が確認できるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

勤務内容に係る申立人の具体的な供述及び申立人の同僚二人の供述から判断すると、申立人が、申立期間において、A社に勤務していたことが認められる。

また、厚生年金保険被保険者台帳索引簿により、昭和 19 年 6 月 1 日に、申立人と同姓同名で生年月日の一致する、基礎年金番号に統合されていない被保険者記号番号がA社B工場において払い出されていることが確認できる。

さらに、同僚から「申立人とは、申立期間当時、一緒に勤務していた。申立人と同姓同名の従業員は、申立人以外にはいなかったと思う。」旨の供述を得ているところ、前述の被保険者台帳索引簿において、申立期間に厚生年金保険被保険者記号番号がA社B工場において払い出されている者のうち、申立人と同姓同名の厚生年金保険の被保険者を確認することができないことから、当該厚生年金保険の被保険者記録は申立人の記録に相違ないと判断できる。

加えて、前述の被保険者台帳索引簿において、申立人が名前を挙げた同僚

二人は、昭和 19 年 6 月 1 日に厚生年金保険被保険者記号番号が A 社 B 工場において払い出され、当該同僚に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）において、20 年 9 月 1 日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、厚生年金保険法が昭和 19 年 6 月に施行されたことに伴い、社会保険事務所に対し申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得届を行い、同年 6 月 1 日から同年 9 月 30 日までの期間が同法の適用準備期間として、厚生年金保険の被保険者期間に算入しない期間であり、厚生年金保険料の徴収は同年 10 月から開始することが定められているところ、申立人が同年 10 月 1 日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、20 年 9 月 1 日に同資格を喪失した旨の届出を行ったことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律（昭和 44 年法律第 78 号）附則第 3 条の規定に準じ、1 万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和44年9月21日から45年5月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を同年5月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年9月21日から45年12月1日まで

私は、A社に入社し、B市に所在していた同社C店に勤務した。昭和44年9月にD市に所在していた同社E店に異動し、45年11月までの期間に勤務したが、この間の厚生年金保険の被保険者記録が無いので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する「固定資産および減価償却費明細」により、同社は、昭和44年9月に、申立人が申立期間に勤務したとする同社E店の固定資産を取得していることが確認できること、申立人に係る同社における健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書の記録から、同年9月21日に厚生年金保険被保険者資格を喪失していることが確認できること、及び申立人の上司で、同社E店の店長であったとする者が「A社F店に異動（昭和45年5月1日）するまでの期間において申立人と一緒に勤務していた。」と供述していることなどから判断すると、申立人は、同年9月21日にA社C店から同社E店に異動し、少なくとも同年5月1日までの期間は、同社E店に勤務していたことが推認できる。

また、A社は、「当時、当社E店は、法人化しておらず、厚生年金保険の適用事業所に該当していなかった。厚生年金保険に加入しているとするれば、当社本社で一括して加入させていると思う。当時は、当社各店舗が法人として独立するまでの期間は、厚生年金保険に係る事務手続は、当社本社で一括して行っていたはずであり、従業員が在籍している限り給与から厚生年金保険料を

控除していたはずである。」と回答しているところ、前述の上司は、A社E店に勤務していたとする期間について、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において厚生年金保険の被保険者記録が確認できるとともに、法人登記簿により、同社E店が法人として独立し、G社となったのは昭和51年5月18日であり、適用事業所名簿により、その約1年後の52年6月9日に、厚生年金保険の適用事業所に該当していることが確認できる。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和44年9月21日から45年5月1日までの期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間のうち昭和44年9月から45年4月までの期間の標準報酬月額については、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、44年10月に、申立人の標準報酬月額の定時決定が行われ、その後、事業所が厚生年金保険被保険者資格の喪失届を提出したことにより、当該定時決定に係る標準報酬月額（2万6,000円）の記録が取り消されていることから、当初記録されていた標準報酬月額である2万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社が保管する健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書において厚生年金保険被保険者資格の喪失日が昭和44年9月21日と記録されていることから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所（当時）は申立人に係る同年9月から45年4月までの期間の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和45年5月1日から同年12月1日までの期間については、申立人は引き続きA社E店に勤務していたと主張しているものの、A社は、申立人の退職日は確認できないと回答している上、前述の同社に係る被保険者名簿により、申立期間当時、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる申立人が名前を挙げる同僚二人からも申立人の退職日について具体的な供述を得ることができない。

また、申立人が当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることが確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準賞与額（定年退職前を支給対象期間とする賞与及び再雇用後を支給対象期間とする賞与。以下「定年退職前賞与」及び「再雇用後賞与」という。）のうち、定年退職前賞与額（85万7,381円）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により両賞与からそれぞれ控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を106万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年12月10日

申立期間において、A社から支給された両賞与（定年退職前賞与及び再雇用後賞与）から、それぞれの賞与額に見合う厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、社会保険事務所（当時）の記録では、上記の両賞与のうち再雇用後賞与のみが標準賞与額として記録されている。

定年退職前賞与額を年金額の計算の基礎となる記録として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する、申立期間に支給された賞与に係る「2007年度賃金管理台帳」及び「賞与通知書」により、申立人は、申立期間において、同社から定年退職前賞与及び再雇用後賞与が支払われ、両賞与に係る厚生年金保険料を事業主により両賞与から控除されていたことが認められる。

また、当該賃金管理台帳から、申立人は定年退職前賞与85万7,381円及び再雇用後賞与20万7,724円の賞与支給を受けているが、賞与から控除されて

いる厚生年金保険料はそれぞれ6万4,257円及び1万5,520円であり、これら控除額を合計した厚生年金保険料は標準賞与額106万3,000円に見合う額であることが確認できる。

一方、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、当該賃金管理台帳により確認できる申立期間に係る厚生年金保険料控除額から判断すると、106万3,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、オンライン記録により、事業主は、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成22年2月17日に、申立人の申立期間の定年退職前賞与に係る標準賞与額について届出を行っていなかったとして申立てに係る賞与支払届を提出していることが確認できる上、申立期間における厚生年金保険料については、過小な金額の納付であったことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該賞与に係る厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①に係る標準報酬月額については、事後訂正の結果、平成5年9月から7年9月までは20万円、同年10月から10年9月までは22万円、同年10月から19年8月までは24万円に訂正されているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額とならない記録とされているが、申立人は、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立期間①の標準報酬月額に係る記録を、5年9月から6年2月までは20万円、同年3月は22万円、同年4月から7年1月までは20万円、同年2月は22万円、同年3月は24万円、同年4月から8年2月までは22万円、同年3月は24万円、同年4月から9年2月までは22万円、同年3月は24万円、同年4月から10年2月までは22万円、同年3月は24万円、同年4月及び同年5月は22万円、同年6月は24万円、同年7月から11年2月までは22万円、同年3月及び同年4月は24万円、同年5月は22万円、同年6月から12年2月までは24万円、同年3月は26万円、同年4月から13年2月までは24万円、同年3月は26万円、同年4月から14年2月までは24万円、同年3月は28万円、同年4月から15年2月までは24万円、同年3月は28万円、同年4月及び同年5月は24万円、同年6月は26万円、同年7月及び同年8月は24万円、同年9月は26万円、同年10月から16年2月までは24万円、同年3月は26万円、同年4月及び同年5月は24万円、同年6月は26万円、同年7月から17年2月までは24万円、同年3月は28万円、同年4月及び同年5月は24万円、同年6月は26万円、同年7月から18年1月までは24万円、同年2月及び同年3月は26万円、同年4月から19年1月までは24万円、同年2月及び同年3月は26万円、同年4月及び同年5月は24万円、同年6月から同年8月までは26万円とすることが必要である。

また、申立人の申立期間③から⑭までの期間に係る標準賞与額については、事後訂正の結果、平成15年12月4日は40万円、16年3月1日は17万4,000円、同年7月5日は26万2,000円、同年12月7日は40万2,000円、17年3月1日は17万5,000円、同年8月10日は26万2,000円、同年12月15日は35万円、18年3月1日は19万2,000円、同年7月1日は21万5,000円、同年12月7日は33万2,000円、19年3月1日は16万9,000円、同年7月1日は22万7,000円に訂正されているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により

賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、特例法に基づき、当該期間の標準賞与額に係る記録を、15年12月4日は40万円、16年3月1日は17万4,000円、同年7月5日は26万2,000円、同年12月7日は39万2,000円、17年3月1日は17万円、同年8月10日は25万5,000円、同年12月15日は33万2,000円、18年3月1日は18万2,000円、同年7月1日は20万4,000円、同年12月7日は30万8,000円、19年3月1日は15万7,000円、同年7月1日は21万1,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間①及び申立期間③から⑭までの期間に係る上記訂正後の標準報酬月額及び標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額及び標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成5年9月1日から19年9月1日まで
② 平成15年8月1日
③ 平成15年12月4日
④ 平成16年3月1日
⑤ 平成16年7月5日
⑥ 平成16年12月7日
⑦ 平成17年3月1日
⑧ 平成17年8月10日
⑨ 平成17年12月15日
⑩ 平成18年3月1日
⑪ 平成18年7月1日
⑫ 平成18年12月7日
⑬ 平成19年3月1日
⑭ 平成19年7月1日

厚生年金保険の被保険者記録を社会保険事務所（当時）に照会し、その記録をA事務所に勤務した期間の給料支払明細書と比較すると、社会保険事務所が記録する標準報酬月額に見合う厚生年金保険料額を超える保険料額が給与から控除されており、また、標準賞与額についても実際の支給額に見合う

標準賞与額と異なっている上、一部の期間については、賞与から厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、標準賞与額に係る記録が確認できないことが分かった。

社会保険事務所の記録によると、事業主は、社会保険事務所への届出に誤りがあったことを認め、記録を訂正する旨の届出を提出したが、平成19年8月以前の期間については、時効により訂正することができず、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額又は標準賞与額とならない記録とされているので、すべての申立期間の厚生年金保険の被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 オンライン記録によれば、申立人の申立期間①における標準報酬月額は、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成21年10月30日に、5年9月から7年9月までは20万円、同年10月から10年9月までは22万円、同年10月から19年8月までは24万円に訂正されたところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額とならない記録とされている。

しかしながら、申立人が所持する申立期間①に係る給料支払明細書から、当該期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立人は、申立期間①の標準報酬月額が相違していることについて申し立てしているところ、特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間①に係る標準報酬月額については、給料支払明細書において確認できる報酬月額又は厚生年金保険料の控除額から、平成5年9月から6年2月までは20万円、同年3月は22万円、同年4月から7年1月までは20万円、同年2月は22万円、同年3月は24万円、同年4月から8年2月までは22万円、同年3月は24万円、同年4月から9年2月までは22万円、同年3月は24万円、同年4月から10年2月までは22万円、同年3月は24万円、同年4月及び同年5月は22万円、同年6月は24万円、同年7月から11年2月までは22万円、同年3月及び同年4月は24万円、同年5月は22万円、同年6月から12年2月までは24万円、同年3月は26万円、同年4月から13年2月までは24万円、同年3月は26万円、同年4月から14年2月までは24万円、同年3月は28万円、同年4月から15年2月までは24万円、同年3月は28万円、同年4月及び同年5月は24万円、同年6月は26万円、同年7月及び同年8月は24万円、同年9月は26万円、同年10月から

16年2月までは24万円、同年3月は26万円、同年4月及び同年5月は24万円、同年6月は26万円、同年7月から17年2月までは24万円、同年3月は28万円、同年4月及び同年5月は24万円、同年6月は26万円、同年7月から18年1月までは24万円、同年2月及び同年3月は26万円、同年4月から19年1月までは24万円、同年2月及び同年3月は26万円、同年4月及び同年5月は24万円、同年6月から同年8月までは26万円に訂正することが妥当である。

2 オンライン記録によれば、申立人の申立期間②から⑭までの期間における標準賞与額は、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成21年10月30日に、15年8月1日は26万1,000円、同年12月4日は40万円、16年3月1日は17万4,000円、同年7月5日は26万2,000円、同年12月7日は40万2,000円、17年3月1日は17万5,000円、同年8月10日は26万2,000円、同年12月15日は35万円、18年3月1日は19万2,000円、同年7月1日は21万5,000円、同年12月7日は33万2,000円、19年3月1日は16万9,000円、同年7月1日は22万7,000円に訂正されたところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされている。

しかしながら、申立人が所持する申立期間③から⑭までの期間に係る給料支払明細書から、当該期間について、申立人が主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人は、当該期間の標準賞与額が相違していること、及び一部の期間については標準賞与額に係る記録が確認できないことについて申し立てしているところ、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の当該期間に係る標準賞与額については、給料支払明細書において確認できる厚生年金保険料控除額から、平成15年12月4日は40万円、16年3月1日は17万4,000円、同年7月5日は26万2,000円、同年12月7日は39万2,000円、17年3月1日は17万円、同年8月10日は25万5,000円、同年12月15日は33万2,000円、18年3月1日は18万2,000円、同年7月1日は20万4,000円、同年12月7日は30万8,000円、19年3月1日は15万7,000円、同年7月1日は21万1,000円に訂正することが妥当である。

3 なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行につい

ては、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成21年10月30日に、申立てに係る標準報酬月額及び標準賞与額に関する訂正届を提出したことが確認でき、事業主は、申立てに係る資格取得届、報酬月額算定基礎届及び賞与支払届について、記載した報酬月額又は賞与支払額が誤っていたこと、及び申立期間④、⑦、⑩及び⑪、⑬及び⑭に係る賞与支払届の提出が漏れていたことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間①の標準報酬月額及び申立期間③から⑭までの期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料（訂正前の標準報酬月額及び標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

- 4 一方、申立期間②の標準賞与額については、給料支払明細書において確認できる健康保険料及び厚生年金保険料の合算額は、当該賞与支給額に見合う健康保険特別保険料（平成15年3月以前の健康保険料）と一致しており、申立人の厚生年金保険料が事業主により賞与から控除されていたと認めることはできず、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間に係る標準報酬月額を22万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年10月1日から7年10月1日まで

昭和63年5月にA社に入社してから、平成14年12月に同社を退職するまでの期間において、一度も給与額が変わったことが無いにもかかわらず、申立期間の標準報酬月額の記録は実際に支給されていた報酬月額に見合う金額より低い額になっているので、申立期間に係る標準報酬月額の記録を実際の報酬月額に見合う記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係るオンライン記録において、申立人の申立期間の標準報酬月額は、当初、申立人が主張する22万円と記録されていたところ、平成7年10月12日付けで、申立期間に係る標準報酬月額が5年10月1日にさかのぼって7年10月1日までの期間について11万円に引き下げられていることが確認できる上、上記のオンライン記録により、申立期間当時、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる被保険者17人（申立人を除く。）についても、申立人と同様に、同年10月12日付けで遡及して標準報酬月額の引下げ処理が行われており、このうち14人は同日付けで厚生年金保険被保険者資格の喪失処理が行われていることも確認できる。

また、A社の元社会保険事務担当者は、「申立事業所は社会保険料を滞納していたため、社会保険事務所から平成6年6月に事業主である社長と一緒に呼ばれ、さかのぼって厚生年金保険被保険者資格の喪失手続を行うように言われたが、社長はその時は断った。私は申立期間前に退職したが、社会保険事務手続については、社長の妻に引継ぎを行ったことを記憶している。」と供述して

いる。

さらに、法人登記簿により、申立人は申立事業所の役員でなかったことが確認できるとともに、上記の元社会保険事務担当者は、「申立人は営業関係の業務に従事し、標準報酬月額の引下げ処理には関与していない。」と供述しており、別の同僚も、「申立人は標準報酬月額の引下げ処理には関与していない。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間の標準報酬月額について、このような処理を行う合理的理由は無く、申立期間において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た 22 万円とすることが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和42年10月2日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を5万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年9月29日から同年10月2日まで

A社から同社の関連会社であるB社に異動した際の申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。申立期間において継続して勤務していたことは事実であるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社及びB社の関連会社である現在のC社の回答、並びにA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票及びB社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚らの供述等から判断すると、申立人がA社及び同社の関連会社であるB社に勤務し(昭和42年10月2日にA社からB社に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和42年8月の健康保険厚生年金保険被保険者原票から、5万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、適用事業所名簿において、A社は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、C社においても不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを

得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を34万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年3月1日から8年3月2日まで

「ねんきん定期便」により、A社に勤務していた申立期間に係る標準報酬月額が、実際の給与支給額に見合う標準報酬月額より低い額で記録されていることが分かった。社会保険事務所が記録する標準報酬月額は、実際に給与から控除されていた厚生年金保険料に見合う標準報酬月額と相違しているため、申立期間における標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録においては、当初、A社における申立人の申立期間の標準報酬月額が申立人が主張する34万円と記録されていたところ、申立事業所が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日（平成8年3月2日）の後の平成8年3月7日付けで、申立期間における標準報酬月額が6年3月1日にさかのぼって9万2,000円に引き下げられていることが確認できる。

また、申立人が提出した申立事業所の賃金台帳から判断すると、申立人は申立期間においてさかのぼって引き下げられた後の標準報酬月額（9万2,000円）に見合う厚生年金保険料より高額な厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、このような処理を行う合理的な理由は無く、申立期間における標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は事業主が社会保険事務所に当初届け出た34万円とすることが必要である。

福岡国民年金 事案 2113 (事案 1703 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 5 月から同年 8 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 5 月から同年 8 月まで

国民年金の被保険者記録が確認できなかったため、年金記録確認第三者委員会に申立てを行ったところ、申立期間を国民年金の被保険者期間として認められないとの通知を受け取ったが、同通知には納得できない。

年金の手続きは、住所を管轄する区役所、社会保険事務所(当時)しか受理できないはずであり、平成 4 年に私は A 区に在住しており、A 区では B 区在住時の昭和 60 年 5 月 21 日にさかのぼって国民年金被保険者資格取得の処理をすることができないはずだ。また、このことから申立期間の国民年金保険料は、60 年に B 区役所で納付しているのは間違いない。

前回の申立てに対する委員会の判断は、法定要件を加味していないので、再検討の上納付を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人の国民年金手帳記号番号は平成 4 年 12 月に払い出されており、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない上、申立人が提出した年金手帳には、年金手帳発行年月日が同年 12 月 24 日と記載されていることが確認できるとともに、国民年金被保険者資格が昭和 60 年 5 月 21 日にさかのぼって取得されていることが確認できることから、同手帳が発行された時点では申立期間の国民年金保険料は時効により納付することができなかったものと考えられるとして、既に当委員会の決定に基づき平成 21 年 11 月 18 日付けで年金記録の訂正が必要とまでは言えないとする通知が行われている。

今回、申立人は委員会の判断理由について法定要件を欠いていると主張しているが、行政側の事務処理に特段の不備は見られないことから委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、その他に当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年3月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年3月から52年3月まで
昭和54年12月に結婚した際、母から「これからは自分で保険料を納付しなさい。」と言われ、年金手帳を渡された。申立期間当時、私は大学生であったが、申立期間の国民年金保険料は、母がA町で納付してくれていたと思うので、申立期間の保険料が納付済みでなく、国民年金に未加入とされていることに納得できない。なお、母は高齢で記憶がはっきりせず保険料の納付状況等は確認できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和52年4月にA町で払い出されていることが推認され、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない上、申立人は、申立期間当時大学生であったため、申立期間は国民年金の任意加入となることから、国民年金手帳記号番号が払い出された時点では、申立人の母親は、申立期間の国民年金保険料をさかのぼって納付することはできなかつたと考えられる。

また、申立人が所持する年金手帳の国民年金欄に「初めて被保険者となった日 昭和52年4月1日」の記載が確認できるところ、この日付は、オンライン記録及びA町の国民年金被保険者名簿の国民年金被保険者資格取得日と合致しており、申立期間については国民年金の未加入期間であったことが確認できる。

さらに、申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）が無い上、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立期間当時の保険料の納付状況等が不明であり、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 53 年 10 月、54 年 7 月及び平成 4 年 3 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 53 年 10 月
② 昭和 54 年 7 月
③ 平成 4 年 3 月

私は、申立期間①及び②の国民年金保険料の納付については、よく憶^{おぼ}えていないものの、自分で納付していたような気がする。

また、申立期間③については、直前の平成 4 年 3 月 31 日まで、A 社で働いていたが、B 市 C 区 D 町にあった C 区役所から納付書が送られてきたので、妻が同区役所に出向いて、問い合わせをしたら、職員から「平成 4 年 3 月 29 日に国民年金に加入しているので、1 か月分の国民年金保険料を納付しないといけない。」と言われ、妻が 1 万円弱の保険料を納付している。

申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿、オンライン記録、並びに E 県 F 町（現在は G 市）、B 市 H 区及び同市 C 区の国民年金被保険者名簿では、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立人は、国民年金の加入手続についての記憶は定かではないとしていることから、申立期間①、②及び③は国民年金の未加入期間と推認され、申立人及びその妻は申立期間の国民年金保険料を納付することができなかつたものと考えられる。

また、申立人は、申立期間③については B 市 C 区役所から国民年金保険料の納付書が送られてきたと供述しているところ、同市同区の国民年金被保険者名簿では、申立人の妻については、平成 4 年 12 月に当該期間の第 3 号被保険者から第 1 号被保険者への種別変更手続が行われ、過年度納付書が送付されて

いることが確認できることから、送付されてきたとする納付書は、申立人の妻に係る当該期間の納付書であったと推認される。

さらに、申立人及びその妻が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（日記、家計簿等）が無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

福岡国民年金 事案 2116 (事案 1649 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和 45 年 12 月から 59 年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 12 月から 59 年 9 月まで

国民年金の納付記録が確認できなかったため、年金記録確認第三者委員会に申立てを行ったところ、申立期間を国民年金の納付済期間として認められないとの通知を受け取ったが、同通知には納得できない。

申立期間については、独身時代の未納分で親から援助を受けて一括納付し、その後は元夫や私自身が納付していた。

当初の委員会の判断後、申立期間に係る年金手帳が見付かったので、再検討の上納付を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 61 年 2 月に払い出されていることが確認でき、その時点では、申立期間の大部分は時効によって国民年金保険料を納めることはできない期間であり、それ以前に申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことなどから、既に当委員会の決定に基づき平成 21 年 10 月 29 日付けで年金記録の訂正が必要とまでは言えないとする通知が行われている。

今回、申立人は申立期間に係る年金手帳が見付かったとして、その写しを提出しているが、この年金手帳は当初の判断の際に提出されていた年金手帳と同じものであり、これは委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年4月、同年6月から同年10月までの期間及び3年11月から4年1月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成元年4月
② 平成元年6月から同年10月まで
③ 平成3年11月から4年1月まで

私は、平成元年3月に短期大学を卒業し、同年5月に就職したが、体調を崩し同月に退職した。当時、A市役所（現在は、B市役所）から私あてに国民年金保険料の納付のお知らせの書類が送付されて来たので、母が心配し、伯母と一緒に同市役所に行き相談すると、同市職員から「このままでは、将来、国民年金が受給できない。」と説明を受けた。申立期間①及び②の保険料を納付したと、母から後で聞いたので、納付されていると確信している。

申立期間③の国民年金保険料については、母に迷惑をかけてはいけないと思い、私自身が納付した記憶があるが、当時の領収書等はない。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、平成5年4月ごろに払い出されており、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない上、申立人所持の年金手帳の国民年金欄には、「初めて被保険者になった日 平成4年5月1日」と記載されていることから、申立期間①、②及び③は国民年金の未加入期間となり国民年金保険料を納付することができなかったものと考えられる。

また、申立期間①及び②については、申立人自身は保険料の納付に関与しておらず、申立人の母親は、申立人の国民年金の加入手続及び保険料を納付し

た記憶が明確でないとしていることから、当該期間の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況等が不明である。

さらに、申立期間③については、当時の納付額、納付場所等についての申立人の記憶が定かでないため、当該期間に係る保険料納付状況等が不明である。

加えて、申立人及びその母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）が無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

福岡厚生年金 事案 2636 (事案 1386 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 30 年夏から 31 年夏まで
② 昭和 37 年夏から同年冬まで

両申立期間について、年金記録確認第三者委員会に記録の訂正を求めたが、認められなかった。

申立期間①について、A社は大規模に事業を展開している会社であり、私が同社に勤務していたことは事実であるとともに、健康保険に加入していた記憶があり、厚生年金保険にも加入していたはずなので、私の厚生年金保険の被保険者記録の訂正が認められないことに納得できない。

申立期間②について、B社で勤務していた者のうち一部の従業員が厚生年金保険に加入していたことが確認できるにもかかわらず、私の厚生年金保険の被保険者記録の訂正が認められないことに納得できない。

新政権発足時に、所管大臣が、勤務の事実や健康保険の加入が確認できれば記録の訂正に応じる旨の発言をしたと記憶しており、申立期間の記録が認められないのは納得いかないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①に係る申立てについては、申立人の勤務期間が特定できず、i) 当時の事業主は死亡により供述を得ることができないこと、ii) A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間①における健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難いこと、iii) 前述の被保険者名簿において、申立人が申立事業所に入社したとする昭和 30 年夏に厚生年金保険被保険者の資格を取得した者は確認できず、複数の同僚から申立人の申立期間①における勤務実態及び厚生年金保険料の

控除等を確認できる供述が得られないこと、また、申立期間②に係る申立てについては、申立人の勤務期間が特定できず、i) B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人が一緒に坑外作業をしていたとして名前を挙げた同僚の厚生年金保険の被保険者記録は確認できないこと、ii) 複数の同僚の供述から判断すると、申立事業所ではすべての従業員について厚生年金保険被保険者資格を一律に取得させていなかった可能性がうかがえることなどとして、既に当委員会の決定に基づき平成 21 年 9 月 30 日付けで年金記録の訂正が必要とまでは言えないとする通知が行われている。

今回、申立人は、新政権発足に伴い、所管大臣が勤務の事実や健康保険の加入を確認できれば記録の訂正に応じる旨の発言をしたと受け止めているとして再度申し立てているが、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められない。

また、申立人に事情を聴取しても申立期間に係る新たな供述及び関連資料は得られず、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 61 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 19 年 3 月 19 日から同年 4 月 1 日まで
② 平成 19 年 4 月 11 日から同年 5 月 25 日まで
③ 平成 19 年 6 月 6 日から同年 9 月 1 日まで

年金事務所に厚生年金保険の被保険者記録を照会したところ、A社（現在は、B社）に勤務した期間のうち、申立期間①及び②の厚生年金保険の被保険者記録並びにC社に勤務した期間のうち、申立期間③の厚生年金保険の被保険者記録が無いとの回答であった。

平成 19 年 3 月 19 日にA社に就職し、加工業務に従事していたが、業務上の騒音が原因で病気になり、同年 5 月 25 日に退職した。

その後、新聞の折り込みチラシを見てC社の面接試験を受け、同社に採用となり平成 19 年 6 月 6 日から派遣社員として勤務したが、同社から「来月から派遣先が変わる。」旨指示されたことを契機に、同年 10 月 18 日に退職した。

給与から厚生年金保険料等が控除されていたかどうかの記憶は明確でないが、事業所に勤務していたことは事実であるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①及び②についてはB社から提出された賃金台帳及び勤務報告書により、申立人が当該期間を含む平成 19 年 3 月 19 日から同年 5 月 10 日までの期間に勤務していたことは確認できるものの、当該賃金台帳により、申立人が同年 3 月分から同年 5 月分までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていないことが確認できる。

また、B社が保管する「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び

標準報酬決定通知書」及び「健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書」において、申立人は平成 19 年 4 月 1 日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、同年 4 月 11 日に同資格を喪失している旨記載されていることが確認でき、当該記録はオンライン記録と一致していることが確認できる。

さらに、申立人が当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

なお、申立人は、A社の勤務期間において、業務上の騒音が原因で病気にかかった旨申し立てしているところ、申立人が通院していたとする医院の記録によると、申立人は申立期間②中である平成 19 年 5 月 14 日に受診した際、健康保険の被保険者ではなかったことから診療費の全額を自己負担していることが確認できるとともに、事業主は、申立人は同年 5 月 11 日から入社していなかったため、同年 5 月 10 日を退職日とした旨回答している。

2 申立期間③について、法人登記簿において、C社は平成 19 年 12 月 31 日に解散していることが確認でき、当時の事業主及び同僚に連絡を取ることができないことから、申立人の申立期間③における勤務実態を確認できる関連資料及び供述を得ることができない。

また、申立人は、平成 19 年 6 月 6 日にC社に入社し、同年 10 月 17 日までの期間において勤務したと供述している一方、入社の際、事業主から3か月間の研修期間があるとの説明を受けたことを記憶していると供述しているところ、申立事業所に係る「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届」及び「健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届」において、申立人は同年 9 月 1 日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、同年 10 月 18 日に同資格を喪失していることが確認でき、当該記録は、オンライン記録と一致していることが確認できる。

さらに、申立人が申立期間③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

3 これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年6月1日から32年8月1日まで

A協同組合に申立期間直前までの期間において勤務していたが、同協同組合の同僚でB社の取締役から、同社に誘われたので、申立期間は同社に勤務していた。

B社は、A協同組合と同一の建物内の1階に所在し、B社では5人の従業員とともに勤務していた。当時の給与額及び厚生年金保険料の控除額については記憶していない。

昭和25年から平成3年までの期間において、給与から継続して厚生年金保険料が控除されていたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のB社での業務内容に関する供述、及び申立人が名前を挙げた5人のうち、唯一連絡が取れた同僚の供述から判断すると、期間の特定はできないものの、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、適用事業所名簿において、B社は、昭和35年7月1日に厚生年金保険の適用事業所に該当することとなっており、申立期間については厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、申立人は、B社には申立人を含めて6人の従業員が勤務していた旨供述しているところ、同社の当時の役員は、「B社は、設立時には従業員5人以下であったため、厚生年金保険の適用事業所に該当していなかった。私も申立期間は厚生年金保険の被保険者記録は無い。」と回答している上、前述の唯一連絡が取れた同僚は、「申立期間当時、私は、A協同組合に在籍したままでの出向者であった。」と供述しているところ、A協同組合に係る健康保険厚生

年金保険被保険者名簿において、申立人が名前を挙げた同僚6人のうち3人は、申立期間当時、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる一方、申立人を含む残り3人については、申立期間当時に、同協同組合に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。

さらに、申立人は、申立事業所は、A協同組合と同様に健康保険組合に加入し、同協同組合を退職した後の期間においても、健康保険に加入していた旨を供述しているところ、C健康保険組合によると、申立事業所が同健康保険組合に加入していた事実無く、申立人の同健康保険組合における健康保険の被保険者記録は、申立人が申立期間の前後に勤務していたとするA協同組合での被保険者記録と一致していることが確認できる。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 8 月ごろから 37 年 8 月ごろまで
② 昭和 37 年 8 月ごろから 39 年 5 月ごろまで

申立期間①についてはA社、申立期間②についてはB社（申立期間②当初は、C社）に、いずれも勤務期間は明確でないが、住み込みで勤務していた。両事業所とも厚生年金保険料が給与から控除されていたと思うので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚の供述、及び申立期間①当時の勤務内容に関する申立人の具体的な供述から判断すると、期間の特定はできないものの、申立人が申立事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立事業所における申立期間①当時の従業員数について、申立人は 50 人から 60 人であったと供述し、上記同僚も「従業員数は約 50 人であった。」と供述しているところ、前述の被保険者名簿によれば、厚生年金保険の被保険者数は 15 人から 17 人となっていることから、当時、申立事業所では、従業員について必ずしも全員を厚生年金保険に加入させていたとは限らない事情がうかがえる。

また、前述の被保険者名簿では、申立人の厚生年金保険の被保険者記録は確認できず、健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

さらに、適用事業所名簿によると、A社は、昭和 55 年 8 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主の所在は不明である上、申立人が記憶している同僚は、既に死亡しており、このほかに

明確に申立人を記憶している同僚はいないことから、申立人の申立期間①における勤務実態、厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び供述を得ることができない。

- 2 申立期間②については、B社で申立人と一緒に勤務したとする同僚の供述、並びに申立人が提出した昭和 37 年 10 月 7 日の日付が入った申立事業所における社員旅行の集合写真及び複数の同僚と撮影されたとする写真から判断すると、期間の特定はできないものの、申立人が申立事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、上記の社員旅行の集合写真には 63 人写っており、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立期間②当時、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる被保険者は 27 人であることから判断すると、当時、申立事業所では、従業員について必ずしも全員を厚生年金保険に加入させていたとは限らない事情がうかがえ、また、前述の被保険者名簿により、申立期間②当時、厚生年金保険の被保険者記録が確認でき、連絡の取れた複数の者についても、勤務を開始したとする日と被保険者名簿における厚生年金保険被保険者資格の取得日が一致していないことから判断すると、厚生年金保険に加入させた従業員についても、必ずしも入社と同時に加入させていたとは限らない事情がうかがえる。

さらに、前述の被保険者名簿では、申立人の厚生年金保険の被保険者記録は確認できず、健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

加えて、適用事業所名簿によると、B社は、昭和 47 年 1 月 26 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、元事業主は、「申立期間②当時の関係資料は一切残っておらず、厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除については不明であり、当時の事務担当者も所在が判明しない。」と回答していることから、申立人の申立期間②における勤務実態、厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び供述を得ることができない。

- 3 申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和21年10月1日から22年10月1日まで
② 昭和22年12月1日から23年3月1日まで
③ 昭和50年12月8日から51年12月9日まで

社会保険事務所(当時)に船員保険の被保険者記録について照会したところ、申立期間について船員保険の被保険者記録が無い旨の回答を得た。

申立期間については、A社(現在は、B社)が所有する船に乗り組み、継続して勤務していたことは間違いないので、申立期間を船員保険の被保険者期間として認めてほしい。

(注)申立では、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①及び②については、A社は、当該期間当時の人事記録等の関連資料を保存しておらず、申立人の妻は、船員手帳等の資料を所持していない上、申立人の妻が名前を記憶している唯一連絡が取れた同僚は、当時のことは記憶していないと供述しており、その他の同僚は既に死亡していることから、申立人の申立期間①及び②における勤務実態、船員保険の加入状況及び船員保険料の控除等について確認できる関連資料及び供述を得ることができない。

また、申立人に係る船員保険被保険者台帳(旧台帳)では、申立期間①及び②に係る船員保険の被保険者記録は確認できず、当該記録はA社に係る船員保険被保険者名簿の記録及びオンライン記録と一致する。

2 申立期間③については、B社が提出した申立人に係る船員保険被保険者台

帳によれば、申立人は昭和 50 年 12 月 8 日に定年退職により船員保険被保険者の資格を喪失していることが確認でき、当該記録はA社に係る船員保険被保険者名簿の記録及びオンライン記録と一致している上、当該被保険者名簿には、「失保確認書発行済 51 年 1 月 16 日」の記載が確認できることなどから判断すると、申立人は、A社を同日付けで定年退職した後に、申立期間③中に失業給付の受給申請を行ったことがうかがえる。

また、B社は、「申立人が申立期間③においてA社に勤務していたことを確認できる人事記録等の関連資料は無い。定年退職した船員を再度、船員として雇用することは無い。」と回答している上、申立人の妻は、船員手帳等の資料を所持していないことから、申立人の申立期間③における勤務実態、船員保険の加入状況及び船員保険料の控除等について確認できる関連資料及び供述を得ることができない。

- 3 申立人が申立期間の船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 7 月から 53 年 2 月まで
年金事務所に厚生年金保険の被保険者記録について照会したところ、申立期間の被保険者記録が無い旨の回答を得た。
申立期間については、A社B営業所に勤務していたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社は、「正社員については、当社本社において人事関係記録を管理していたので、申立人が正社員であれば当該記録が保管されているはずであるが、申立人については、申立期間の前後の期間を含めて当該記録が確認できない。アルバイト社員については、人事関係記録を管理していない。」と回答している上、申立人は、同僚の名前を記憶しておらず、A社も、同社B営業所に勤務していた従業員を特定できないと供述していることから、申立人の申立期間における勤務実態、厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除等について確認できる関連資料及び供述を得ることができない。

また、A社は、同社本社が同社各営業所を一括して厚生年金保険の適用事業所に該当させているところ、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立期間における申立人の厚生年金保険の被保険者記録は確認できず、健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の被保険者記録が欠落したものとは考え難い。

さらに、申立人の申立期間における雇用保険の被保険者記録は確認できない上、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 18 年 3 月 ごろから 20 年 1 月 1 日まで

私は、昭和 18 年の春ごろから 19 年 12 月 31 日までの期間に、A 社 B 工場の事務職員として勤務したが、社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の被保険者記録について照会したところ、申立期間の被保険者記録が無い旨の回答を得た。

申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間において A 社 B 工場の事務職員として勤務していたと供述しているところ、申立期間のうち昭和 18 年 3 月 ごろから 19 年 5 月 31 日までの期間は、厚生年金保険法の前身である労働者年金保険法が 17 年 1 月に施行され、適用準備期間を経て同年 6 月から保険料の徴収が開始されているが、同法における被保険者は、一定の業種の事業所に使用される男子労働者（一般職員を除く。）と定められており、一般職員である事務職員の申立人は対象ではない。

また、申立期間のうち昭和 19 年 6 月 1 日から同年 9 月 30 日までの期間は、厚生年金保険法が同年 6 月に施行され、同法の適用準備期間として、厚生年金保険の被保険者期間に算入しない期間であり、厚生年金保険料の徴収は同年 10 月から開始することが定められていることから、申立人は、当該期間において、厚生年金保険の被保険者であったとは考え難い。

さらに、申立期間のうち昭和 19 年 10 月 1 日から 20 年 1 月 1 日までの期間は、一定の業種の事業所に使用される事務職員についても厚生年金保険法が適用されることになるが、申立人が名前を挙げた A 社 B 工場の同僚 5 人のうち、4 人については、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保

険者名簿」という。)により19年10月1日から20年5月17日までの期間において厚生年金保険の被保険者記録が確認できないこと等から判断すると、当時、同事業所では、すべての従業員を必ずしも厚生年金保険に加入させていたとは限らない状況がうかがえる。

加えて、被保険者名簿により、申立期間当時、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の被保険者に照会したが、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除に関する具体的な供述は得られない。

また、申立人に係る厚生年金保険被保険者臺帳(旧台帳)では、申立人の厚生年金保険の被保険者記録は、申立人が後に勤務した別の事業所であるC社(現在は、D社)に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日(昭和23年11月18日)以降から始まっており、この記録はオンライン記録と一致している上、A社B工場に係る記録は見当たらない。

さらに、法人登記の閉鎖登記簿謄本によれば、A社本社は昭和28年4月30日に整備計画の認可により解散し、適用事業所名簿において、同社B工場は29年4月1日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、既に廃業していることから、当時の賃金台帳等の資料は無く、申立内容を確認することができる関連資料を得ることができない。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

福岡厚生年金 事案 2643 (事案 445 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年9月から22年8月まで

A社に正社員として勤務していたことは確かであるにもかかわらず、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が無いことに納得できないので、年金記録確認第三者委員会に申立てを行ったが、年金記録の訂正が必要とまでは言えないとの通知を受け取った。

しかし、A社が、厚生年金保険の適用事業所ではなかったなどとは信じられないし、納得できない。

今回、A社の同僚のB氏が、昭和20年9月ごろから22年ごろまでの期間において、同事業所に私と一緒に勤務していたことを思い出したので、当該同僚に係る厚生年金保険の被保険者記録を調べれば、同社が厚生年金保険の適用事業所であったことが分かると思う。再度調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 適用事業所名簿によれば、A社が厚生年金保険の適用事業所であった記録は確認できないこと、ii) 法人登記の閉鎖登記簿謄本によれば、A社は昭和33年7月5日に解散し、既に廃業しているため、当時の賃金台帳等の資料は無く、当時の勤務実態及び事業主による厚生年金保険料控除の状況について確認することができないこと、iii) 申立人が同僚として名前を挙げた者からは、「A社に勤務していた期間に係る厚生年金保険の被保険者記録は無く、私としては、当該事業所は、元々厚生年金保険の適用事業所ではなかったと思う。」と供述しているところ、当該同僚についてもA社に係る厚生年金保険の被保険者記録は無いこと、iv) 申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見

当たらないことなどを理由として、既に当委員会の決定に基づき、平成 20 年 11 月 6 日付けで年金記録の訂正が必要とまでは言えないとする通知が行われている。

今回、申立人は、「A社の同僚のB氏が、昭和 20 年 9 月ごろから 22 年ごろまでの期間において、同事業所に私と一緒に勤務していたことを思い出したので、当該同僚に係る厚生年金保険の被保険者記録を調べれば、同社が厚生年金保険の適用事業所であったことが分かると思う。」として、再申立てを行っているところ、当該同僚に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）及びオンライン記録を調査した結果、両記録は一致している上、A社に係る厚生年金保険の被保険者記録は見当たらない。

また、当該同僚は既に死亡しているため、申立内容を確認できる供述等を得ることができず、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 4 月 1 日から同年 5 月 1 日まで

昭和 51 年から勤務していたA社B事業所に結婚による依願退職届を 58 年 3 月 31 日付けで提出したが、後任の新入社員の職場配属が、研修期間終了後ということであったので、結婚直前までの期間について勤務する旨変更したことにより、実際は同年 4 月 30 日付けで依願退職した。同社には同年 4 月 30 日までの期間において勤務していたのは事実であるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録及びA社B事業所が保管している職員退職記録簿では、申立人が申立事業所を退職した日は、昭和 58 年 3 月 31 日であることが確認できることから、申立人が申立期間において申立事業所に勤務していたことを確認することができない。

また、A社B事業所が保管している厚生年金保険加入記録簿から、申立人は昭和 58 年 4 月 1 日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失していることが確認でき、この記録は、申立人の申立事業所に係る厚生年金保険被保険者名簿の記録及びオンライン記録と一致している。

さらに、A社B事業所は、「申立人の申立期間に係る厚生年金保険料は、給与から控除しておらず、社会保険事務所（当時）への納付も行っていない。」と回答している。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

福岡厚生年金 事案 2645（事案 1955 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和17年6月から19年10月まで

A社B事業所に勤務していた申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できなかったため、年金記録確認第三者委員会に申立てを行ったが、記録訂正には至らなかった。

今回、新たに「厚生年金保険被保険者記録事項照会票」及び「厚生年金保険被保険者期間の照会について（回答）」を提出するので、再度調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人がA社B事業所における同僚として名前を挙げた者の厚生年金保険の被保険者記録が、申立事業所に係る厚生年金保険被保険者記号番号払出簿及びオンライン記録により確認できることから判断すると、勤務期間の特定はできないものの、申立人が申立事業所に勤務していたことを推認することができる一方、i) 申立事業所は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主の連絡先も不明であること、ii) 申立人が名前を挙げた同僚等の供述から判断すると、申立事業所では、必ずしもすべての従業員について厚生年金保険被保険者資格を取得させる取扱いではなかった可能性がうかがえること、iii) 申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）では、申立事業所における厚生年金保険の被保険者記録は確認できない上、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿においても、申立人の厚生年金保険の被保険者記録は確認できないことなどを理由として、既に当委員会の決定に基づき平成22年3月25日付けで年金記録の訂正が必要とまでは言えないとする通知が行われている。

今回、申立人は、「厚生年金保険被保険者記録事項照会票」及び「厚生年

金保険被保険者期間の照会について（回答）」を提出し、間違いなく申立期間において厚生年金保険に加入していたと主張しているが、これらの資料は申立期間に係る関連資料ではなく、申立期間より後の期間における厚生年金保険の被保険者記録に関するものであることが確認できる上、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 7 月 1 日から同年 10 月 13 日まで

A社（現在は「B社」）C営業所に経理担当者として勤務していた申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。申立期間において勤務していたことは事実であるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人がA社C営業所における同僚として名前を挙げた者の厚生年金保険の被保険者記録が、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により確認できること及び当該同僚の供述から判断すると、勤務期間の特定はできないものの、申立人が申立事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人の申立期間に係る雇用保険の被保険者記録は確認できない。

また、B社では、「申立人に係る関連資料は保存しておらず、申立内容を確認できない。」と回答している上、前述の被保険者名簿から、申立期間当時、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚5人に聴取したところ、うち二人は、「当時、入社後に試用期間があり、私の場合も試用期間が経過した後に、厚生年金保険料が控除され厚生年金保険の加入手続が行われた。」、残りの3人は、「申立事業所における厚生年金保険の加入状況については分からない。」と供述していることから判断すると、当時、申立事業所では、従業員について必ずしも入社と同時に厚生年金保険に加入させていたとは限らない事情がうかがえる。

さらに、前述の被保険者名簿では、申立人の厚生年金保険の被保険者記録は確認できない上、申立期間における健康保険の整理番号に欠番が無いことか

ら、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者としてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年10月1日から39年7月1日まで
② 昭和49年8月23日から50年10月1日まで

A社に勤務していた申立期間①に係る標準報酬月額が、当該期間以前の標準報酬月額より低い金額で記録されており、また、B社に勤務していた申立期間②の標準報酬月額は7万2,000円となっているが、実際の給与支給額に見合う標準報酬月額と相違しているので、申立期間における標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①における標準報酬月額について、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録とオンライン記録は一致している上、申立人の標準報酬月額がさかのぼって引き下げられているなどの不自然な点は確認できない。

また、A社は、「申立期間①当時の関連資料は保存しておらず、申立内容を確認できないが、当時の社会保険手続は賃金台帳を確認した上で行っており、社会保険事務所（当時）の記録どおりの報酬月額を届け出たものと思われる。」と回答している。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票から、申立期間①当時、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚3人は、「当時、給与の基本給が下がるようなことはなかったと思うが、時間外手当の増減等により、給与の総支給額が下がることはあったと思う。」と供述しているほか、申立人が申立事業所に係る厚生年金保険被保険者の資格を取得した前後に同資格を取得し、かつ、昭和39年7月以降も同資格が継続している17人について、標準報酬月額の推移を確認したところ、標準報酬月額が

下がっている者が4人確認できることから判断すると、申立人の標準報酬月額が特に不自然である事情はうかがえない。

- 2 申立期間②における標準報酬月額について、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録とオンライン記録は一致している上、申立人の標準報酬月額がさかのぼって引き下げられているなどの不自然な点は確認できない。

また、B社が提出した「厚生年金基金加入員資格取得および標準給与決定通知書」では、申立人の資格取得日は昭和49年8月23日、標準報酬月額は7万2,000円となっており、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録と一致していることが確認できる。

さらに、上記被保険者名簿から、申立人が申立事業所に係る厚生年金保険被保険者の資格を取得した前後に同資格を取得している24人について、資格取得時の標準報酬月額を確認したところ、うち22人が7万2,000円となっていることが確認できることから判断すると、申立人の標準報酬月額が特に不自然である事情はうかがえない。

- 3 申立人は申立期間における標準報酬月額の相違について申し立てているが、その主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の関連資料は無く、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、申立期間について、厚生年金保険被保険者としてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。